

杉戸町会計年度任用職員 募集要項

【学校用務員】

1 募集職種、勤務条件等

| | |
|------|--|
| 募集職種 | 学校用務員（パートタイム会計年度任用職員） |
| 勤務場所 | 杉戸町立学校（小学校、中学校） |
| 勤務日 | 月曜日から金曜日のうち、週2日から3日勤務 7時30分から14時30分のうち、4時間勤務 (ただし、学校行事等がある場合はこの限りではない) |
| 勤務内容 | 校舎内外の美化、整備及び湯茶の接待と片付け 等 その他、学校運営上必要な業務 |
| 休暇 | 年次休暇8日程度 |
| 報酬額 | 日額5,004円～（報酬の支給日は翌月21日） |
| 手当等 | 通勤距離が2キロメートルを超える場合は、通勤手当を支給します。 |
| 社会保険 | 週の労働時間が20時間に満たないため、厚生年金、全国健康保険協会、雇用保険への加入はありません。 |
| 服務 | 地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。ただし、営利企業への従事等の制限は不適用となり、兼業が可能です。 |

※勤務時間等は、配属校により変動します。また、配属校の勤務時間により、給食費用が発生する場合があります。

※休暇は規定に基づいて所定の日数を付与します。なお、前年度付与された分の残日数は翌年度に引き継がれます。

2 資格要件

年齢の上限はありません。

※地方公務員法第16条の欠格事項のいずれかに該当する人は、受験できません。

3 選考方法

| | |
|-------|-----------------|
| 第一次選考 | エントリーシートによる書類選考 |
| 第二次選考 | 個人面接 |

※第一次選考合格者には、令和8年1月30日までに第二次選考の連絡をいたします。

※合否についてのお問い合わせは、一切お断りします。

4 採用時期及び任用期間

最終合格者は、令和8年4月1日付で採用します。任用期間は1年間で、状況によりその後も再度任用される場合があります。なお、任用後は、任用の都度に1ヶ月の間の条件付採用期間が設けられます。

また、次に該当する場合は、合格を取り消す場合があります。

- ・提出した書類に虚偽があった場合
- ・任用されるまでの期間に、公務員としてふさわしくない非行行為があつた場合
- ・雇入れ時の健康診断において、医師が「就労不可」と診断した場合

すべての会計年度任用職員は、勤務時間の長短に関わらず人事評価を行います。その結果は、再度の任用の際、選考における判断要素の一つとして活用されます。

5 応募方法

所定の応募用紙をご記入のうえ、期限内に担当課へ提出してください。

(1) 応募用紙

- ①履歴書 ※市販品でも可（日本工業規格・A4サイズに限る）
- ②エントリーシート

(2) 応募期限

令和8年1月21日（水）17時00分まで

(3) 提出先

杉戸町教育委員会 教育総務課（杉戸町役場 第一庁舎2階）

【担当課・問合せ先】

杉戸町教育委員会 教育総務課 庶務管理担当
(杉戸町役場 第一庁舎2階)

〒345-8502

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目9番29号
(電話) 0480-33-1111 内線：393